

○薦原全地域対象説明会

【本資料の作成にあたって（おことわり）】

本資料は、各地区で開催した説明会で皆様からいただいたご意見・ご質問と、それに対する市の回答をとりまとめたものです。

公表にあたりましては、説明会当日の市の回答の中で「説明が不十分であった点」や「分かりにくかった点」について反省を踏まえ、皆様により正確に、分かりやすく市の見解や事実関係をお伝えできるよう、改めて内容を整理し、加筆・修正を行っております。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

1) 場所について（計10件）

Q1：なぜ今回「薦原地域」が予定地として選定されたのか。地理的・総合的な選定理由を示してほしい。

（4件）

A1：本事業の早期着手及び円滑な推進を図るため、新たな用地取得に伴う期間を要さない公有地を候補地として選定することを前提に検討を行いました。候補地の選定に当たっては、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会に設置された適地選定委員会の答申内容を踏まえた評価、迅速な事業実施の実現、有効な跡地活用、十分な敷地面積を有している場所での多面的な価値創出の可能性の観点から総合的に評価し、伊賀南部浄化センター跡地を建設候補地の1つとして選定しました。

Q2：つつじが丘の最終処分場や奥鹿野の施設など、他の既存施設周辺を活用した場所では対応できないのか。

（3件）

A2：他の既存施設の活用可能性につきましては、施設の敷地面積、周辺の道路環境などを総合的に考慮し、これまで検討を重ねてまいりました。しかし、それぞれの場所における地理的条件や制約等の課題から、今回のごみ処理施設の整備地としての適性を比較検討した結果、現在の候補地を選定するに至っております。

Q3：道路幅が狭く国道から短い薦原の予定地において、1日多数のトラックや従業員車両の往来による渋滞や、通学路の安全性への影響にどう対策するのか。（3件）

A3：地域の皆様の安全・安心な生活を守ることは最優先事項です。車両の通行ルート工夫や運行時間の制限、交差点の改良など、交通渋滞や通学路の安全確保に向けた具体的な対策を計画段階からしっかりと検討いたします。専門的な交通量調査等も踏まえ、安全対策に万全を期した上で、地域の皆様に丁寧に説明してまいります。

2) 施設について（計16件）

Q4：名張市の可燃ごみ量に比べ、計200t/日を超える規模の大きな施設をなぜ建設する必要があるのか。

（5件）

A4：民間事業者が初期投資を回収し利益を出すためには「日量200トン」の処理規模が不可欠です。そのため、名張市のごみ以外に一般・産業廃棄物を受け入れ、安定的に200トン確保する必要があります。将来的にごみが減少する中での継続経営についても、事前の市場調査（ヒアリング）において、この規模であれば利益を回収し、事業に参入・継続できる民間事業者が存在することを確認済みです。

Q5：計画の期限が30年で終了するという保証や、将来的に規模が拡大しないという確約はあるのか。（5件）

A5：事業は新施設稼働後少なくとも30年間で想定するものとしますが、当該期間満了に際しては、施設の解体撤去のみならず、将来的な継続利用の可能性を含めて検討を行うものとします。もちろん、勝手に規模

が拡大されるようなことはございません。将来へのご不安を払拭するため、協定や契約におけるルールを明確にし、ご説明してまいります。

Q 6 : 民間事業者と組むことで（S P C 設置等）、ごみ処理の適正管理や行政の関与、監視体制はどう担保されるのか。行政の財政負担や人員体制はどうなるのか。（6 件）

A 6 : 事業を完全に民間へ委ねるのではなく、S P C の運営に内部から参画し、自治体としての処理責任を果たす体制を構築します。S P C の経営方針や出資割合の変更に対して市が大きな発言権を持つ仕組みにしたいと考えており、市の許可なく利益優先の経営に走ることはシステム上不可能です。

職員を常駐するかは未定ですが、出資者としての権利に基づき、自由に施設に立ち入りし、施設の運営状況を確認します。市には専門性のある職員を廃棄物処理担当部局に配置し、その職員を中心に組織的に状況把握し、監督官庁である三重県の担当者とも連携します。

さらに、定期的な「モニタリング会議」を通じて法令順守や地域との約束が守られているかを厳格に確認するとともに、監督官庁である三重県とも密に連携し、安全な運営を担保します。

3) 焼却するごみについて（計 8 件）

Q 7 : 計画されている処理量の内訳（市内一般廃棄物、市外ごみ、産業廃棄物の割合）はどうなっているのか。（3 件）

A 7 : 本施設における想定処理量については、名張市の可燃ごみ 5 5 トンに加え、市外の一般廃棄物 6 0 トン、産業廃棄物 8 5 トンを想定しています。

Q 8 : 人口減少に伴いごみが減る中で、外部からのごみに頼る大規模施設を作るとは、資源循環やごみ減量の流れに逆行するのではないかと。（3 件）

A 8 : ごみの発生抑制やリサイクルといった資源循環の推進は最重要課題です。その上で、人口減少社会においても持続可能なインフラを維持するため、民間のノウハウ等を活用した効率的な処理体制を検討しております。資源循環やごみの減量化は市の重要な命題であり、引き続き推進します。

Q 9 : 1 日多数のトラックで搬入されるごみのチェックをどのように行い、不純物が混入した場合の責任はどうなるのか。（2 件）

A 9 : 搬入される産業廃棄物は、市と地域が認めたものに限っていますが、個々の搬入にあたっては、予め搬入事業者と処理事業者で処理委託契約を結びますので、市はその契約内容を確認します。また、不正な持ち込みを防ぐため、搬入物の担保にあたっては、事前の審査と受入時の二重のチェック体制を徹底します。

まず、事前のチェックとして、受け入れを希望する事業者に対し、持ち込む産業廃棄物の写真、搬入の理由書、廃棄物の発生から持ち込みに至るまでのフロー図、及び処理委託契約書等の提出を求め、内容を厳格にチェックします。その上で、市と地域が認めた「一般廃棄物と同様の物に限る」基準に適合していることを確認します。

次に、受入時のチェックとして、実際に搬入される際には、事業者の職員が目視による確認に加え、事前に申請されていた写真等の資料と現物の照合チェックを行います。

また、法的に義務付けられたマニフェスト（産業廃棄物管理伝票）の携帯・確認も徹底し、適正な処理が行われる仕組みを担保します。

さらに市としての関与として、提出されたマニフェストの事後確認にとどまらず、S P C や処理事業者による受入検査が適正に行われているか、不定期に実地検査を実施します。違反行為が確認された場合は、市から業務改善を指示し、対応が不十分な場合や悪質な場合は、業務停止を求めます。あわせて監督官庁

である三重県へ報告し、県による行政指導や立入検査、さらには行政処分（改善命令、停止命令、許可取消）へと厳格につなげてまいります。

4) 環境対策について（計7件）

Q10：ダイオキシンや有害物質、排気ガス、雨水による地下浸水や風に乗るリスクなどをどのように防ぐのか。
（4件）

A10：国の厳しい基準に加え、広域化基本構想に基づく独自の厳しい「環境保全目標」を設定します。煙突からの排ガス等は連続自動測定装置でリアルタイム監視し、ダイオキシン類も月1回測定の上、すべてホームページで公開します。さらに、周辺地域の複数箇所への自動測定装置の設置や、住民の皆様からの不安に対応する専用の相談窓口の設置等を通じて、徹底したモニタリングと透明性の確保に努めてまいります。

Q11：過去のデータ改ざん問題（伊賀南部クリーンセンター等）を踏まえ、事業者の信頼性をどのように精査・担保し、実効性のある監視体制を行うのか。（3件）

A11：過去のデータ改ざん等の事例を重く受け止め、本施設では事業者任せにしません。煙突に連続自動測定装置を取り付けますが、この測定装置の設置と測定自体を「市の役割」として市が直接行います。さらに定期的に第三者機関の検査も導入し、データ改ざんを防ぐ仕組みを構築します。
排ガスの数値はホームページでリアルタイムに公開し、ダイオキシン類も毎月測定・公開するとともに、周辺地域での測定、データの公開も行うことで、周辺住民の皆様が常に安全を確認できる透明性の高い監視体制を徹底します。

5) 地域との関わりについて（計17件）

Q12：説明会の案内が直前であったり、住民への周知が不十分であるという声があるが、どう対応するのか。
（5件）

A12：説明会の案内が直前であり周知が不十分であったことについて、住民の皆様との信頼関係に関わる重大なご意見として重く受け止めております。
今後はより余裕を持った事前の周知期間を設定するとともに、多様な手段を活用して確実にお知らせが届くよう努めます。また、情報共有を行うなど、信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

Q13：浄化センター操業に関連する過去の道路整備等の約束や宿題が未了のまま、新たな大規模構想が進むことへ納得がいかない。（4件）

A13：過去の道路整備等のお約束が長年にわたり実現できていないことについて、多大なるご不信感を招きましたことを深くお詫び申し上げます。過去の約束の現在の進捗状況と、今後の具体的な見通しについて改めて整理し、責任をもって皆様にご報告いたします。

Q14：薦原地域はこれまで長年、し尿処理場等の負担を負ってきた。再び迷惑施設を受け入れることのバランスやインセンティブはどうなっているのか。（8件）

A14：地域の皆様が背負われてきたご負担の歴史に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。その上で、本事業の推進にあたっては、地域のご理解とご協力が不可欠です。地域振興策や生活環境の向上、安心・安全なまちづくりに資する具体的な支援など、地域とのバランスやインセンティブのあり方について、皆様のお声に真摯に耳を傾けながら誠心誠意協議してまいります。

6) その他 (計6件)

Q 1 5 : 「薦原エネルギーネクサスパーク構想案」という名称や実態に違和感があるが、どのような経緯や意図で名付けられたのか。(2件)

A 1 5 : この名称は、ごみ処理を単なる「処分」ではなく、エネルギー回収や資源循環の拠点（ネクサス＝結びつき、パーク＝公園・敷地）として捉え、地域共生型の中核施設を目指すという意図で名付けられたものです。しかし、そのコンセプトや実態が地域の皆様に十分に伝わっておらず、違和感を与えてしまったことに対して、名称のあり方も含めて皆様のお声に丁寧に向き合っておりまいます。

Q 1 6 : 施設誘致による具体的な経済効果や、子育て世代が安心して住み続けられる地域づくりへの影響はどう考えているのか。(4件)

A 1 6 : 本事業を通じて、地域における雇用創出や関連産業への波及効果、エネルギー活用による地域還元の可能性など、持続可能な地域経済への寄与を検討しています。同時に、子育て世代の皆様が将来にわたって安心して住み続けられるよう、生活環境の安全性確保や魅力ある地域づくりにどう繋げていけるのか、皆様のご意見を伺いながら丁寧に検討してまいります。